

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2619号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955
発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

ススキとノビタキ(北海道)



ま
く
じ

情 報
随 想
政 策
政 策
政 策
活 動

鳥獣被害対策に係る特別措置法の早期制定で要望活動	2
自民党地域活性化特命委員会での全国町村会・青木監事が意見	3
ふるさと納税研究会報告書まとめ	3
文部科学省・2008年度予算概算要求重点施策(解説)	5
井手においでや!!「町公認ポータルサイト」	8
「井手ねっと」の紹介「京都府井手町」	11
水と緑と人がきらめく「王寺町」	12
奈良県王寺町長 植田 忠行	
政策リーダー	

閑話休題

高度経済成長の下で失われたもの

作新学院大学総合政策学部教授 橋立 達夫

夏休みに笹山久三の『四万十川あつしの夏』(河出文庫 全6巻)を読破した。昭和30年代に、少年時代を高知県の山里で送った著者の自伝的小説である。生まれてから高校卒業まで、四万十川の豊かな自然と家族の絆に包まれて育った少年が、やがて都会に出て、労働運動に身を投じ、激動の時代を仲間との信頼関係を守るといふ一心で乗り越えていくという物語である。物語は少年の成長を追っているが、その底流にある、社会の激動を表象するような四万十川の変化(あるいは衰退といふべきか)を現在進行形で見つめる記述が印象的である。

子供たちの、自然の中の自由闊達な遊び、家族の生活の一助となる漁、家族愛などが、色彩豊かに描かれる少年時代は、清涼であり同時に心温まる情景に溢れている。

しかし少年時代の終わりに、山村に商品経済の波が押し寄せ、四万十川も地域も、そしてそこに住む家族たちも無残に変容していく。川に大型の砂利採取機が入り、川の形相

が変わっていく。農業が普及し、川の生物相は見る見る貧しくなっていく。子供たちの遊びは漁業権や学校の干渉により狭められていく。同時に家庭も地域社会も崩壊していく。大人たちは競って出稼ぎに行き、続いて子供たちも集団就職でふるさとを離れていく。山村のコミュニティは人を温かく包み込んでいたが、その一方で異端に対しては容赦のない無言の圧力をかける存在となった。働けるのに山里に残る人たちは急げ者呼ばわりされる。都会に馴染めない子も周囲の評価を気にして村に帰ることができず、時には悪の道に転落し、また戻ってきてても周囲の冷たい目にさらされて自殺に追い込まれたりする。高度経済成長の時代は、農山村の人々が商品経済の波に乗ろうとひたすら都会に仕え、地域の誇りを失ってしまった時代であったように見える。

私たちは今、農山漁村の自立の道を求めている。それはまた、一度失った地域の誇りを取り戻す道でもあることを深く胸に留めたい。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい) なお、採否は当方に一任願います。 送り先:全国町村会・広報部

全国町村会

鳥獣被害対策に係る特別措置法の早期制定で要望活動

全国町村会は10月16日、常任理事会を開催し、「鳥獣被害対策に係る特別措置法の早期制定に関する要望」を決定した。

会議終了後、山本文男会長（福岡県添田町長）が要望実現のため、自民党農林漁業有害鳥獣対策検討チーム座長・宮路和明議員、農林漁業有害鳥獣対策協議連会長・衛藤征士郎議員など関係先に要請活動を行った。



宮路衆議院議員（右）に要請する山本全国町村会長（左）



衛藤衆議院議員（右）に要請

鳥獣被害対策に係る特別措置法の早期制定に関する要望

近年、特定の野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴い、農山漁村では、鳥獣による農林漁業被害が深刻化・広域化するとともに、人身被害も発生するなど農林漁業者をはじめ住民の暮らしが脅かされるような状況にあり、農山漁村の過疎化をさらに加速させる一因ともなっています。

被害町村においては、これまでも種々の対策を講じてきたところですが、実際にはかなりの労力や経費を要し、しかも過疎化・高齢化による人手不足と自治体の財政難に加えて、制度面での制約もあることから、一時的な対応となりがちで、決め手となる根本的な対策とはなり得ていないのが実情であります。

つきましては、政府・国会におかれては、鳥獣被害対策に係わる国、都道府県、市町村の役割や位置づけを明確化し、広域的な被害防止対策などを含めた実効ある措置を内容とする特別措置法を早期に制定するとともに、対策の推進に必要な財政措置についても特段の配慮をされるよう強く要望します。

近年、特定の野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴い、農山漁村では、鳥獣による農林漁業被害が深刻化・広域化するとともに、人身被害も発生するなど農林漁業者をはじめ住民の暮らしが脅かされるような状況にあり、農山漁村の過疎化をさらに加速させる一因ともなっています。

被害町村においては、これまでも種々の対策を講じてきたところですが、実際にはかなりの労力や経費を要し、しかも過疎化・高齢化による人手不足と自治体の財政難に加えて、制度面での制約もあることから、一時的な対応となりがちで、決め手となる根本的な対策とはなり得ていないのが実情であります。

つきましては、政府・国会におかれては、鳥獣被害対策に係わる国、都道府県、市町村の役割や位置づけを明確化し、広域的な被害防止対策などを含めた実効ある措置を内容とする特別措置法を早期に制定するとともに、対策の推進に必要な財政措置についても特段の配慮をされるよう強く要望します。

政 策

「ふるさと納税研究会 報告書まとまる」

総務省の「ふるさと納税研究会」(座長・島田晴雄千葉商科大学教授)は、このほど6月の発足来9回にわたる検討を経て報告書をまとめた。「ふるさと納税制度」は、本年5月、当時の菅総務大臣の「都会に暮らす人々のふるさとへの思いをなんらかの形で実現するための仕組みを確立したい」との提案が契機となり一躍脚光を浴びた。それ以前からも地方関係者からは、地方で育て上げた若者が都会で暮らし結果として大きな税収格差をもたらしていることに対する不満や格差是正を求める声があった。いわば長年の懸念に込める形で検討された制度の仕組みは、「ふるさと」となる地方団体を限定しない、税額控除による寄付金税制を活用する、事務手続きを簡素化する、寄付を受けても交付税額は減少しない、などとなっている。

今回、「ふるさと納税制度」が「寄付金税制の進化」という形ながら、従来にない発想で我が国の税制度として組み込まれれば、ふるさとに対する国民の意思や都市と地方のあり方を探る格好の材料を提供し、将来の地方税財政制度の改革論議に発展することが期待される。

総 括

1、「ふるさと納税」の意義
納税者の選択

・「ふるさと納税」は、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものであり、画期的な歴史的意義。

・納税者が税の意義に思いをいたし、納税の大切さを自覚する貴重な機会。

「ふるさと」の大切さ

・日本の中で、国民生活を支えるうえで、地方の果たしている役割は極めて大きい。

- 「ふるさと納税」を通じて多くの人々は、「ふるさと」の大切さを再認識。
- 自治意識の進化
- ・自治体間競争が刺激されることにより、地方団体が自治意識を進化させる重要な契機。
 - 2、わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して(本論の要旨について記述)
 - (1)「ふるさと」の概念
 - (2) 寄附金税制の進化
 - (3) 国が果たすべき役割
 - (4) 個人住民税の税額控除と手続の簡素化
 - (5) 寄附を受ける地方団体の説明努力



青木全国町村会監事

自民党地域活性化特命委員会で 全国町村会・青木監事が意見

10月10日、自民党「地域活性化特命委員会」の初会合が党本部で開かれ、地方六団体の代表者が出席して、地域活性化に関する意見を述べた。本会からは青木國太郎監事(東京都日の出町長)が出席した。

自民党「地域活性化特命委員会」は、福田内閣が都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部の4本部の実施体制を統合した「地域活性化統合本部」を設置するな

ど、地域の活性化を最重要課題と位置づけたことを受け、党内でこの問題を集中的に検討するために設けたもの。来年度予算や今後の税制論議に反映させるため、地域活性化のための政策や自治体の財政負担能力を強化する方策について議論することとしている。

会議の冒頭、あいさつに立った野田毅委員長は、「事業実施の際にはバラマキとならないよう、筋の通った対応をしなければならぬ」「事業を実施する地方の自主財

源をどのように手厚くするか、その点での地域間格差をどのように埋めていくかという視点も必要」などと述べた。

本会の青木監事は、合併論の凍結と市町村合併の十分な検証、税源偏在の是正と地方交付税の増額、農山村の公益的役割の見直しと農林水産業の振興などについて意見を述べた。

また、自らの町での政策を例にしながら、少子化対策の充実を訴えたほか、道路特定財源の維持確保、過疎地域対策の充実強化などについて強く要請した。

同委員会は、来年度予算編成に向け、11月半ば過ぎまでに意見をとりまとめることとしている。

政 策

本 論

I これまでの制度と「ふるさと納税」論議

平成6年度から地方団体に對する寄附金を住民税において所得控除。「ふるさと」納税論議の高まりを踏まえ、「税」を分割する方式の可否を含め、「わかりやすく、使いやすい」仕組みづくりを検討。

II 制度設計の前提となる論点

1、「ふるさと」の概念
「ふるさと」となる地方団体は限定しない。
都道府県及び市区町村の双方を対象とする。

・貢献・応援したいと思う「ふるさと」のイメージは人により様々であり、納税者の意思に委ねることが適当。
・仮に「ふるさと」となる地方団体を定義しても、確認が困難な場合や確認のための事務負担が大きくなる場合あり。

2、「税」を分割する方式の可能性
「税」を分割する仕組みではなく、「寄附金」税制による。

(1) 受益と負担
・受益関係がなければ、課税権を法的に根拠づけることはできない。

(2) 課税権

・条例の効力及び範囲との関係から、住所地以外の地方団体に住民税の課税権を認めることはできない。

(3) 租税の強制性

・租税の強制性の観点から、納付先の選択を可能とする仕組みは「税」とは相容れない。

(4) 住民間の公平性

・政策の合理性及び措置の有効性を勘案した公平性の侵害の程度が一定の範囲にとどまれば許容される。

「税」を分割する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する場合にも考慮することが必要。

(5) 「寄附金」税制を応用する可能性
・「寄附金」税制を応用する方式をとれば、(1)～(3)の論点はクリアされる。

・(4)の論点は、「寄附金」税制の上限額において考慮すべき問題。

III 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討

1、国が果たすべき役割

・国も一定の役割を担うこととし、所得税、住民税双方から控除(現行制度も双方から控除)

・「ふるさと納税」は地方団体のみならず国にとつても大きな意義があり、国と地方団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たすことが望ましい。

2、控除方式のあり方

・住民税については税額控除方式とする(現行制度は所得控除方式)

・税額控除方式の方が、効果が実感しやすく、分かりやすい。

・寄附金控除の効果を高めることが

可能。

3、個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(1) 個人住民税の税額控除の割合
所得税と合わせて適用下限額を超える額の全額を控除。

・「ふるさと納税」の趣旨に鑑み納税者の負担が極力増加しないよう配慮すべき。

(2) 控除対象となる個人住民税

・都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比(4:6)で控除。

・実務上も、現行制度に準じた形で、控除することが簡便。

(3) 個人住民税の税額控除の上限額
全額控除の対象は個人住民税所得割の1割を上限。

(4) 上限を超える部分についても、これまでと同程度の税額軽減措置を講ずることが望ましい。

・「地域社会の会費」という住民税の性格や負担の公平の観点から高率での税額控除には一定の上限を設ける必要。

(4) 個人住民税の税額控除の適用下限額

5、000円を適用下限額とする。

・事務負担も考慮しつつ、比較的少額の寄附を行う者に配慮し、適用下限額を現行の10万円から大幅に引き下げ。

4、個人住民税の税額控除の手続の簡素化
住民税に特化した申告の仕組みなどを検討すべき。

5、地方交付税における取扱い

・寄附を受けた地方団体の地方交付税が減少しないように措置するとともに、寄附者の住所地の地方団体の住民税が減少した場合にも、減少額を基準財政収入額に反映することが望ましい。

IV 所得税との関係

・所得税、住民税合わせて適用下限額を超える額の全額を控除。

・所得税、住民税とも税額控除方式とすることが望ましいが、所得税の体系の中での検討が必要。

・所得税について現行制度が維持される場合は、所得税は所得控除方式としつつ、住民税は税額控除方式とする。

・適用下限額を超える額について、所得税、住民税合わせて全額控除される仕組みとすることが適当。

V 地方団体の説明努力

1、地方団体における自主的な努力
地域の魅力の情報発信を行うような取組は、大いに推奨されるべきもの。

2、寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等

・地方団体が自主的に、使途の限定や寄附者への使途の明示を行うことは、望ましいもの。

・地方団体に、使途の限定等を条例で規定する義務を一律に課すことは、税法上の要件にはなじまない。

政 策

教育部科学省

2008年度予算概算要求重点施策

教員7,000人の定数増を打ち出す

解説

前年度比13.9%増の6兆39億円

文部科学省の2008年度予算概算要求は、一般会計総額で前年度比13.9%増の6兆39億円に決まった。このうち義務教育費国庫負担金は、概算要求時の安倍内閣が重要課題の一つとして挙げていた「教育再生」の実現を図るため、教員が子どもと向き合う時間を確保できるように7,000人の定数増を打ち出し、給与体系の見直しもあつて同1.8%増の1兆6,957億円となった。さらに教員の負担軽減に向けて業務の外部委託を進めるため地域の協力を得ると同時に、都市化などを背景に低下が指摘されている地域の教育力向上も目指す。09年度からの導入が決まった教員免許更新制に向けた作業には、約500万人分の情報をデータベース化などには38億万円を計上した。また、新潟県中越沖地震の発生などを受け、災害時には避難場所となる公立小中学校などの校舎の耐震化にも重点を置いた。

一方、06年度の政府方針で今後5年間、前年度比1%減が決められた国立大学運営費交付金は同2.2%増の1兆2,313億円とし、同様の削減が求められている私学助成費のうち大学経常費の補助金は、9月入学などの新たな課題が生じているとして、同3.3%増の3,576億円といずれも増額を要求している。奨学金の拡充策も打ち出した。

●定数増、3年で2万人超

06年の政府方針では「具体的に今後5年間で1万人程度の純減を確保する」と示されたが、改正教育基本法や教育改革関連3法案は行革推進法制定後に成立したことや、政府の教育再生会議は第二次中間報告で「教員の事務負担軽

減」を課題として挙げている。こうした背景から同省は08年度からの3年で、504億円を投じて教員定数を2万1,362人増やす計画を打ち出した。初年度分7、1

21人の内訳は、改正学校教育法で制度化された主幹教諭によるマネジメント機能の強化に3、669人、習熟度別や少人数指導の

従事部に1,907人、軽度の発達障害がある児童への指導などの特別支援に903人、教員の事務負担を軽減するため複数校の事務を担う事務職員485人、食育の充実に向け栄養教諭157人で、要求額は167億円とした。

給与面では06年の政府方針に基づき、教員の給与に関し一般行政職を上回る分2.76%の縮減を実施する。一方、副校長や主幹教諭といったポストへの処遇改善や、部活動手当で、管理職手当での拡充に加え、残業代が支払われない代わりに一律支給されている「教職調整額」を見直す。こうしたメリハリのある給与体系は08年度から4年間実施し、縮減額は430億円となる半面、(1)副校長、主幹教諭、指導教諭の処遇改善に50億円(2)部活動手当などの抜本的拡充に50億円(3)教職調整額の見直しに700億円とし、差し引き370億円の増額となる。このうち08年度分の要求が89億円となった。

07年6月に改正された教員免許法の改正を受け、教員免許更新制の09年度導入に向けた措置も講じる。主な事業には、全国規模で約500万人の免許更新に必要なデータベースを整える(22億円)更新講習を試験的に実施する

(14億) 全国7ブロックで説明会を開く、ホームページやポスターを作成する(1億円)・ことを挙げている。

子どもと向き合う時間確保に向けては、政府の教育再生会議などで「小学校専科教員の適正化」や「いじめ、不登校などへの対応を進める」といった課題が示されており、これらの解消に外部人材の活用策を盛り込んだ。非常勤講師に小学校高学年での理科などの授業や、不登校児童への対応などをしてもらう。今後3年間で計1万5,000校(総額22.8億円)に配置し、08年度は5,000校(77億円)で実施する計画だ。非常勤講師の活用については研究協議会を64都道府県・政令市に設置する。

●地域の教育力にも向上策

新規事業として盛り込んだ地域の人が部活動指導などに参加する「学校支援地域本部(仮称)」では、都道府県・政令市単位で運営協議会を64地域、市町村単位で実行委員会を1,800市町村に設置する。同本部は2,500中学校区でスタートし、4年間で全1万中学校区での実施を目指す。活動内容は部活動指導のほかに学習支援、登下校の安全確保、地域行事

の開催などが想定されている。いわゆる団塊世代は07・10年にかけて約280万人が定年退職すると見込まれており、このうち教員は小学校約3万1,000人、中学校約1万5,000人、高校約2万2,000人。こうした教員以外に社会教育主事や学芸委員などの有資格者、スポーツ経験者にも協力してもらい、都市化や地域コミュニティの希薄化を背景に低下が指摘されている地域の教育力向上を図る。

公立小中学校などの校舎は、耐震化率が58・5%と「他の公共施設と比べて遅れている(同省)ほか、災害時に避難所となるため耐震化を急ぎ、前年度のほぼ倍となる2,100億円を計上した。同省の調査によると、耐震化を終えた公立小中学校は全国の約6割にとどまり、4,328棟が「震度6強以上の大規模な地震で倒壊または崩壊する危険性が高い」と診断されたことが判明している。

深刻化しているいじめの対策には、外部の専門家との協力や、中高生自らがいじめをなくすために活動する「いじめ根絶運動(30地域)」の支援事業などを新規事業に盛り込んだ。従来は中学校にとどまっていたスクールカウンセラーの配置を小学校にも拡大する。都

道府県などが行っている休日も含め24時間体制で行っている電話相談も充実させる。不登校や暴力行為などの問題を抱えていることも対しては、効果的な取り組みの調査研究を247地域で実施し、早期発見・早期対応で自立につなげたい考え。不登校児童への対応には実績のある民間団体に学習力リキユラムや活動プログラムなどの開発を委託する。一方、いわゆる「キレる」子どもに大しては脳科学の成果を応用できるよう、研究成果の還元システム構築に取り組む。

「学校裏サイト」と呼ばれる掲示板に特定の子どものひぼう中傷が書き込まれるいじめにも対策を講じる。こうしたサイトのほか、いわゆる出会い系サイトの利用に関する犯罪被害者のうち、児童が83%を占めることもあり、携帯電話から有害情報へのアクセスを防ぐため、家庭でのルール作りを促すガイドラインを作成する。有識者会議で検討した上で取りまとめ、広く紹介したい考え。個人情報流出するのを防いだりする啓発事業も強化する。関連事業費には2850万円を盛り込んだ。

●家庭教育支援に専門家チーム

家庭教育支援には専門家らが



特定非営利活動法人日本ヘルスツーリズム振興機構は2007年2月5日に内閣府認証を受けました。「ヘルスツーリズム」は国が推進する「ヘルスツーリズムの一つとして注目されつつあります」。

この法人は、健康・未病・病気の方、また老人・成人から子供まですべての人々に対し、科学的根拠に基づき健康増進(Behavior Based Health)を理念に、旅をきっかけに健康増進・維持・回復、疾病予防に寄与する「ヘルスツーリズム」概念を確立し、広報・啓蒙を行い、「ヘルスツーリズム」(安全・安心で健康な旅)による健康づくりや疾病予防を促し、市民の健康生活に寄与することを目的としています。

主な事業活動として、ヘルスツーリズムのセミナーを隔月開催しております。セミナー(研究会)は過去11回開催を重ね、次回11月29日の講演は実際にヘルスツーリズムを実践し観光誘致の実績を重ねている(財)和歌山健康センターの方に「ヘルスツーリズムと世界遺産」地域の歴史文化資源を活用した健康づくりの実践」のテーマでお話いただく予定です。毎回、旅行関係者、医療関係者、地方自治体を中心に多方面の皆様にご参加いただいております。また、④田上の「ヘルスツーリズム博覧会」では、会員企業のヘルスツーリズムの取り組みを「紹介しております」。

セミナー等に関する情報はホームページ(<http://www.npo-healthtourism.or.jp/>)をご覧ください。

政 策

チームを組んで、小学校区単位を範囲に情報提供や相談の受け付けなどに取り組む。同省の事業で育成された「子育てサポーターリーダー」や民生委員、保健師といった専門家5人程度で支援チームを結成し、公共施設を拠点に活動する。子育て講座に参加できない保護者向けに、企業・団体への出席講座も検討している。まずは全国600カ所から始める。

07年度から始めた放課後や週末に空き教室などを活用して子どもたちの活動拠点とする「放課後子どもプラン」は、08年度に現行の1・5倍となる1万5、000校での実施を目指す。要求額は同45・5%増の99億円とした。

大学の交付金、助成金は増額要求

一方、昨年の政府方針で07年度から5年間、対前年度比1%減が示されている国立大学運営費交付金は、9月入学の推進や医学部の定員増などの「新たな状況に対応する経費が必要(会計課)として、同2・2%増の1兆2、313億円を要求。同様に私立大の経常費への補助金は2・1%増の3、350億円とした。

競争的資金を増やして研究開発の促進を狙う。研究費の選択肢を広げるとともに自由度が高まると

して、効果的・効率的な研究費の運用徹底につなげたい考えだ。科学研究費の補助金2、175億円など合計で同22・5%増の4、520億円を盛り込んだ。

奨学金事業も充実させる。無利子貸与を受ける資格があるのに枠の関係などで支給されていない2万4、000人を2年間で解消するため、08年度は1万2、000人を新規貸与の対象とする。有利子奨学金は、貸与月額の上限を大学で12万円、大学院で15万円まで引き上げるとともに、新規に貸与する対象を拡大する。入学時の需要に合わせた一時的な奨学金も対象を1万人増の6万人とし、有利子・無利子を合わせた奨学金事業全体での貸与対象は、8万7、000人増の123万人を見込む。

科学技術振興費には、独自に人工衛星を打ち上げるなどの世界最高水準のロケット技術の確立を目指す宇宙輸送システムに同47%増の558億円などを盛り込んだ。

文化庁関係では、最高水準の舞台芸術・伝統芸能への重点支援95億円、新進芸術家の育成(23億円)、などを計上し、総額で同15%増の1、169億円を要求した。

(時事通信社 富田雄一)

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本 社 : 新 潟 市 静 岡 県 新 居 町 斎 場 や す ら ぎ 苑

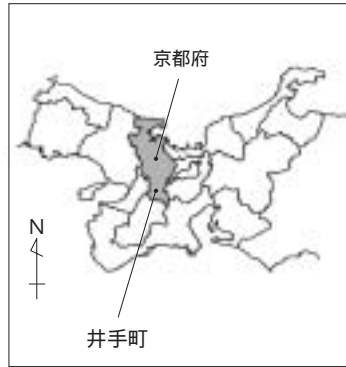
☎(代表) 025 (255) 4161

現地レポート 町村独自のまちづくり

井手においでや!!

町公認ポータルサイト「井手ねっと!」の紹介

京都府 井手町 ちょう



はじめに

井手町は、古都京都と奈良のほぼ中間に位置し、古来より交通の要衝として栄えてきました。町域は豊かな自然に恵まれ、史跡や名所が多く存在することから、春の桜まつりや秋の行楽シーズンにおける観光客も年々増加しています。

しかしながら、近年においては、人口の減少と高齢化率の上昇など少子高齢化の傾向が続いており、平成18年度末では、人口約8、

600人、高齢化率23・45%となっており、まちづくり活動の担い手も高齢化が進んでいます。

そんな中、町では、住民自らが主催するまちづくり13団体で組織する「井手町まちづくり協議会」と連携・協力し、地域の魅力づくりを行うことで、若年層のまちづくり活動への参加や定住を促すことを基本的な目標としてまちづくりに取り組んでいます。

地域情報化モデル 事業に応募

同協議会は、平成15年4月にオープンした「井手町まちづくりセンター 椿坂」を拠点に、四季を通して様々なイベントを開催しています。しかし、協議会メンバーはWEBによる情報発信を苦手としている方が多く、町外はもとより町内在住の方にもこれらの活動が周知出来ていない状況でした。



井手町公認ポータルサイト「井手ねっと!」

フォーラム

なんとかがこの課題を解決できないかと思案していた折に、財団法人ニコーメディア開発協会で「地域情報化モデル事業」地域情報化のシステム開発について、開発費用の一部を補助する事業を募集されていることを知りました。

現状の情報発信の問題点を解決すべく、開発計画を作成し、応募したところ、採択され、新しいホームページ(井手町公認ポータルサイト「井手ねっと」)を開発することになりました。

より簡単な方法で
情報発信を!!

新しいホームページを開発する



桜まつりの様子

にあたって、一番念頭においた点は「更新方法をできるだけ簡単にする。」ということ。多数の方にホームページを閲覧してもらうには定期的な更新が必要です。先述したように、井手町のまちづくりの中心となるメンバーは高齢の方が多く、パソコンに対して苦手意識を持っている方が多いので、更新方法をできるだけ簡単にすることが必要でした。

具体的には、従来のホームページ作成ソフトを使用した難易度の高い更新方法を変更し、「井手ねっと」では定形のフォーマットに文章や画像を挿入するだけで、簡単に記事を投稿することが出来る「ブログ」による更新を採用しました。

加えて、パソコン操作がまったくできない方のために、専用の紙に手書きで情報を記載し、その用紙をスキャナで読み取ることにより、キーボード操作を一切行わず、簡単に情報を更新できるシステムの開発も行いました。

各サイトに管理人を設けて
効率的な更新を。

サイト全体を大きく5つのコーナー(「榑坂」において「大正池をあそぼう」「井手の仕事人」「メイ

ドイン井手」「井手のブログ広場」に分け、それぞれにコーナー管理人を設置することで、1人あたりの作業を軽減し、効率的な更新を行うことができるように工夫しました。

それぞれのコーナーの詳細は以下のとおりです。

「榑坂において」

「榑坂において」は「井手町まちづくりセンター榑坂」からイベント情報や活動報告を発信するコーナーです。

「井手町まちづくりセンター榑坂」は、町の観光拠点、また、町内団体の交流

拠点として平成15年4月にオープンしました。なつかしい農家風の建物で、囲炉裏やおくどさん(かまど)があります。周辺には畑田が広がり、ロケーションは抜群です。センター内では、かまど炊きや陶芸の体験が出来ます。

「大正池をあそぼう」

「大正池をあそぼう」のコーナーでは、大正池の周辺施設からイベント情報や活動報告を発信します。

大正池は周囲をなだらかな里山

棚田の中に立つ「井手町まちづくりセンター榑坂」



にかこまれた「手のひら」のような形をしたため池です。

豊かな里山の自然と貯水量20万トンを誇り、周辺施設では野外キャンプやバーベキュー、溪流釣り、動物とのふれあいや陶芸体験、工房見学などの様々な体験ができます。

「井手の仕事人」

商工会の職員にサイト管理人をお願いし、町内の商工業者やベンチャー企業を紹介するコーナーです。

随 想

水と緑と人がきらめく「王寺町」



奈良県王寺町長
植田 忠行

奈良盆地の西部に位置する、豊かな自然環境に恵まれた王寺町。町の北端には大和川、東部にはその支流の葛下川が流れ、町の中央には緑が映える片岡山、西南部には町を一望できる明神山。

太古の昔から王寺町を見守ってきた山や川。人々は、日々移ろいを見せる自然の美しさに目を向け、耳を傾けながら、また自らも自然の一部として、おあらかでやさしい営みを永永と繰り返してきた。

王寺町周辺は飛鳥時代より大和川による水路が発達し、歴史的にも重要な位置を占めていた。

この大和川は、奈良盆地内を流れる川水を次々と集め、奈良盆地最下流地の王寺町から亀の瀬の深谷を流れ、大阪府堺市で大阪湾に注いでいる。

大和川は、四方を山に囲まれた奈良盆地から大坂（現在の大阪）

方面へ抜ける唯一の水路として、江戸時代の18世紀頃には、大坂城下町の市場と大和国を結びつける重要な荷物流通路として大いに利用されていた。

大坂から大和へは主に塩や肥料など、大和から大坂へは米や農作物などが輸送されており、藤井村（現王寺町藤井）の藤井問屋は、この大和川水運による物資の荷継問屋としてにぎわっていた。

王寺町は、この大和川や緑豊かな自然環境に抱かれながら、商都大阪から鉄道で約20分という恵まれた立地条件の下、大阪近郊のベッドタウンとして発展してきた。

私は14年前、町長に就任するとき、王寺町に生まれ育った住民と、新しく移り住まれた住民が、ふれあいと友情を深め、目的を一つに共生感が芽生えるまちづくりを町政の礎とした。

特に、王寺町を心から愛する

「郷土愛」と「近隣愛」を持っていただける、そんなまちづくりを決意したのである。

それとともに、歴史豊かな大和川の清流を取り戻し、豊かな緑とともに、美しい自然環境を未来の子どもたちに引き継いで行きたい。

そんな思いから、川の「水」、山の「緑」を大切にしながら、その恵まれた自然を媒体として、「自然とのふれあい」「人とのふれあい」「心のうるおい」を重視したまちづくりを進めてきた。

水と緑をきめ細かく生活の中に取り込み、自然と調和したまちづくり。

就任以来進めてきた「水と緑のまちづくり」である。

その一つは、山々を背景に、緑の拠点として公園緑地などの修景緑化、レクリエーションやウォーキング、ジョギングなどが楽しめる親水性のある川づくりなど、住民同士がふれあい、交流を図るコミュニティションの場としてのハード整備を行った。

二つ目は何よりも、「自分たちの町は自分たちで美しくしよう」と、住民の温かい心と理解によって支えられている「水と緑の町づくり町民運動」。

河川や道路、公園などの清掃活動を行うボランティア活動「CC活動（クリエイト・グリーン・サークル）」は、子どもから高齢者

まで80団体、4300人を超える登録があり、毎月自主的に活動されている。

また、年4回の町内一斉のクリーンキャンペーン活動は、参加者が毎回4千人を超える町民運動として定着している。

水と緑のまちづくりは今年で14年目を迎え、住民との協働のコミュニティづくりとして、ますます輝きを増している。

地域みんなでゴミのないきれいなまちづくりに汗を流してもらったことよって、「ゴミを拾うことより、「ゴミを捨てない」、そんな思いを住民皆さんに持っていただけたらと、私は願ってやまない。

そして何よりも、汗を流した活動の後、お茶を飲みながら世代を超えた笑顔の交流が深められている。

私は、その和やかな姿を目にする時、さらにその「和」を広げたい。ただきたいと、心から願っている。

また、これらの活動を中心に、行政のあらゆる場面で、住民とのパートナーシップのまちづくりが着実に浸透しつつあることに心強く感じ、期待するものである。

美しいまちづくりを通じて、「郷土愛」と「近隣愛」を育み、「やっぱいいいな 王寺」と心から思っていただけ、水と緑と人がきらめく王寺町を築くため、住民とともにたゆまぬ前進を心に誓う日々である。

政策リーダー

政策

政策リーダー

男女共同参画社会に関する世論調査まとまる 内閣府

内閣府はこのほど、男女共同参画社会に関する世論調査を公表した。同調査は、男女共同参画社会に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考にすることを目的として、全国20歳以上の男女5,000人を対象に実施し、3,118人から回答を得た。

調査によると、男女の地位に関する意識について、各分野で男女の地位が平等になっていると思うか聞いたところ、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で63.4%、「家庭生活」で42.0%、「法律や制度の上」で39.5%、「職場」で23.9%、「政治の場」で23.2%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で20.2%となっている。社会全体で見ると男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が73.2%、「平等」と答えた者の割合が20.9%、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が4.2%となっている。

また、女性の社会進出に関する意識について、今後もつと様々な職業分野で女性が増える方がよいと思うか聞いたところ、「よいと思う」とする者が73.4%、「どちらともいえない」と答えた者の割合が18.8%、「よいとは思わない」とする者の割合が7.1%となっている。

このほか、家庭生活等に関する意識について、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか聞いたところ、「賛成」とする者の割合が44.8%、「反対」とする者の割合が52.1%となっている。前回の調査結果と比較してみると、「反対」(48.9%→52.1%)とする者の割合が上昇している。

「ふるさと納税研究会」報告書まとまる 総務省

総務省の「ふるさと納税研究会」(座長・島田晴雄 千葉商科大学学長)は、このほど、「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の仕組みの実現に向けた研究に係る報告書を取りまとめた。

報告書によると、「ふるさと」となる地方団体は限定せず、都道府県、市区町村を含め、納税者の意思に委ねることが適当とされた。

また、「税」の分割ではなく、現行の「寄附金」税制を応用する方式によることとされ、具体的には、控除方式は税額控除方式(現行は所得控除方式)、控除対象となる個人住民税は都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比(4.6)で控除(現行に準じた方式)、全額控除の上限は、個人住民税所得割の1割(現行は総所得の25%を上限として所得控除)、控除の適用下限額は5千円(現行は10万円)とされた。

さらに、地方交付税における取扱いについては、現行と同様に、地方団体が寄附金を受けても当該地方団体の地方交付税が減少することなく、また、寄附者の住所地の地方団体においては個人住民税減少分の七五%は基準財政収入額に反映することが望ましいとされた。

なお、所得税との関係において「ふるさと納税」は、国も一定の役割を果たすことが望ましいとし、適用下限額を超える額について、所得税、住民税を合わせて全額控除される仕組みが適当とした。この場合の所得税の控除方式を所得控除方式(現行と同様)、税額控除方式のいずれにするかは所得税の体系の中で検討が必要としている。

今年産米の作柄概況・需給見通しを発表 農水省

農水省はこの程、平成19年産水稻の作柄概況(9月15日現在)と需給見通しを発表した。

今年産水稻の作付面積(青刈り面積を含む)は167万8,000haで他作物への転換等により、前年産に比べて1万4,000ha(前年産比1%)減少した。

また、9月15日現在の作柄は、7月の低温・日照不足等が影響したが、梅雨明け以降は天候に恵まれ、作況指数(10ヶ当たり年平均収量対比、平年100)は全国で99の年平均並みとなり、10ヶ当たりの収量は523kgと見込まれている。

農業地域別の作況指数は、秋田が全国最高の102、山形も101となり、東北全体では100を示し、北海道、関東・東山、北陸、近畿及び四国が99、東海が98、中国が97となっており、九州は、台風4号等の影響を強く受けた宮崎県及び鹿児島県の早期米で、登熟障害が例年になく多発したこと、96と見込まれている。

また、同省は、この作柄概況を受け、今年産米の需給見通しを明らかにした。

予想生産量は、873万トンでここからみそなどの加工用米需要量17万トン差し引いた856万トンが主食用等に供給される見込みとなるが、主食用等の需要見込みが833万トンであるので、23万トンが供給過剰となると見込まれている。

なお、同省は、米価が最近下落していることから、余剰分の扱いについて、10月の作況指数や価格動向を踏まえ検討するとしている。